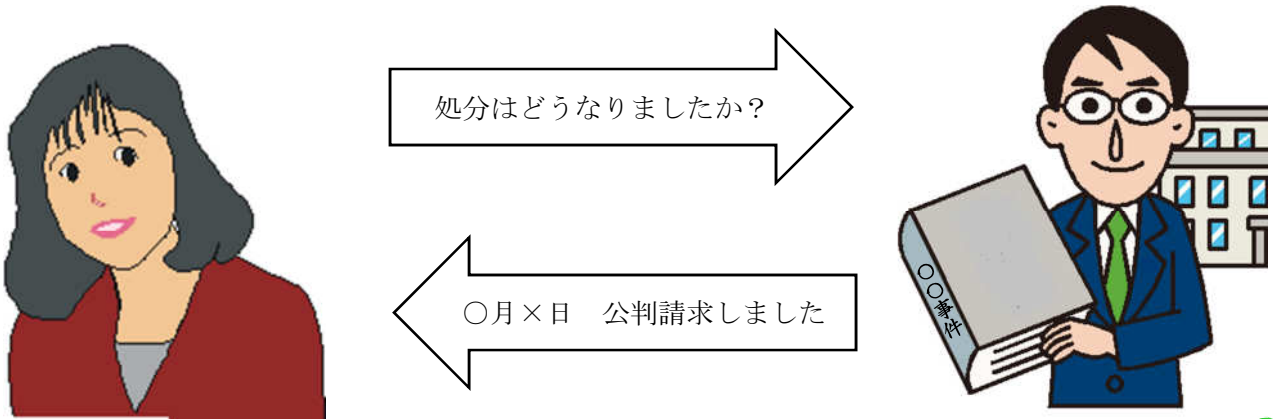


# 被害者等通知制度

自分もしくは親族が被害に遭った事件について、犯人の処分がどうなったのか、裁判はどのように進んでいるのか、どのような判決が下ったのか、犯人が刑務所でどのようなことをしているのかなどについて、知りたいと思いませんか？

検察庁は、被害者や親族等に対し、可能な限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できる制度を設けています。これが**被害者等通知制度**です。



## どのような手続が必要なの？

事件を担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員に、通知希望の有無や通知を希望する事項を申し出ます。(必須条件ではありませんが、警察担当者に検察庁での事件番号を確認し、事件を特定して申し出ることが望ましいです。)

後日、希望された事項について、電話や書面の郵送などの方法により通知されます。

なお、検察官が被害者の方等の事情聴取をした場合には、その機会に、通知希望の有無やどのような事項について通知を希望するか確認しています。

但し、万引きの場合には、被害店舗に対する事情聴取が警察署からのみとなる場合が多く、その場合には、被害店舗より通知希望の意思を検察官等に申し出る必要があります。

この被害者等通知制度は、被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者の方など親族に準ずる方、目撃者など参考人の方（一部の通知を除く。）が対象となります。

また、事件の性質などから、通知をしない方がよいと検察官が判断した場合には、通知希望があっても、その全部又は一部についてお知らせしない場合があります。

詳細は法務省のホームページをご覧ください。[http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_victim04.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim04.html)